

交通安全ニュース



～自転車編～

令和8年4月1日～

※ 自転車が対象とされている
反則行為（下記は一例です）



ながらスマホ
(携帯電話使用等(保持))
反則金 12,000円



遮断踏切立入り
反則金 7,000円

自転車の交通違反※
が青切符の
対象に
!!



ブレーキなし自転車
(自転車制動装置不良)
反則金 5,000円

交通ルールを
守って
安全運転を!!

こんな行為も違反です…



2人乗り
(軽車両乗車積載制限違反)
反則金 3,000円



傘さし運転
(公安委員会遵守事項違反)
反則金 5,000円



並進禁止違反
反則金 3,000円

青切符

- ◎ 16歳以上の者による自転車の交通違反（反則行為）が対象
- ◎ 重大な違反（飲酒運転、あおり運転など）や、違反により交通事故を発生させた場合などは対象外（刑事手続によって処理）
- ◎ 交通事故につながるおそれが高い違反や、違反により交通の危険を生じさせたり、事故の危険が高まった場合及び警察官の指導警告に従わず、違反を行った場合などが反則切符の対象



自転車を対象となる反則行為（令和8年4月1日～）

反則行為		反則金の額（円）	反則行為	反則金の額（円）
携帯電話使用等（保持）★		12,000	指定横断等禁止違反	5,000
放置駐車違反	駐停車禁止場所	高齢運転者等専用場所	車間距離不保持	
		高齢運転者等専用場所以外	進路変更禁止違反	
	駐車禁止場所	高齢運転者等専用場所	追い付かれた車両の義務違反	
		高齢運転者等専用場所以外	乗合自動車発進妨害	
遮断踏切立入り★		7,000	割込み等	
速度超過	25km/h以上30km/h未満		交差点右左折等合図車妨害	
	20km/h以上25km/h未満		交差点優先車妨害★	
	15km/h以上20km/h未満		緊急車妨害等	
	15km/h未満		交差点等進入禁止違反	
駐停車違反	駐停車禁止場所	高齢運転者等専用場所	無灯火	
		高齢運転者等専用場所以外	減光等義務違反	
	駐車禁止場所	高齢運転者等専用場所	合図不履行	
		高齢運転者等専用場所以外	合図制限違反	
信号無視★	赤色等		警音器吹鳴義務違反	
	点滅		乗車積載方法違反	
通行区分違反★		6,000	軽車両整備不良	
追越し違反			自転車制動装置不良★	
踏切不停止等			泥はね運転	
交差点安全進行義務違反★			転落等防止措置義務違反	
環状交差点安全進行義務違反★			転落積載物等危険防止措置義務違反	
横断歩行者等妨害等			安全不確認ドア開放等	
安全運転義務違反★			停止措置義務違反	
通行禁止違反★		5,000	公安委員会遵守事項違反	
歩行者用道路徐行違反★			通行許可条件違反	
歩行者等側方通過義務違反			歩道徐行等義務違反★	
急ブレーキ禁止違反			路側帯進行方法違反★	
法定横断等禁止違反			並進禁止違反	
路面電車後方不停止			軌道敷内違反	
優先道路通行車妨害等			道路外出右左折方法違反	
環状交差点通行車妨害等			交差点右左折方法違反	
徐行場所違反			環状交差点左折等方法違反	
指定場所一時不停止等★			軽車両乗車積載制限違反	
幼児等通行妨害			制限外許可条件違反	
安全地帯徐行違反			原付等牽引違反	
被側方通過車義務違反			自転車道通行義務違反	
通行帯違反			警音器使用制限違反	
道路外出右左折合図車妨害				3,000

【自転車運転者講習制度】

自転車運転中に特定の危険行為（飲酒運転、妨害運転又は上記表の★印の違反）や、人身交通事故を3年以内に2回以上繰り返した場合、公安委員会から「自転車運転者講習」の受講を命ぜられます。受講命令に従わない場合、5万円以下の罰金が科せられます。

注意

